

眼科手術用顕微鏡

Surgical Microscope for Ophthalmology

仕様書

令和 7 年 12 月

済生会飯塚嘉穂病院

I. 仕様書の概要説明

1. 調達物品及び構成内訳

(1) 品名及び数量

眼科手術用顕微鏡システム 1式

(2) 構成内訳

眼科手術用顕微鏡

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 手術用顕微鏡本体（光源装置、スタンド含む） | 1 |
| 2. 電動インバーター鏡筒（術者） | 1 |
| 3. 可変鏡筒（助手） | 1 |
| 4. リサイト 700 | 2 |
| 5. 池上製 HD カメラシステム | 1 |
| 6. マイクロスコープ・セーフティーフィルター（固定式） | 2 |

以上、搬入、据付、調整を含む。

2. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に関わる性能、機能および技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は「Ⅱ調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低の要求要件を示しており、入札機器の性能がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、事前見積りの内容を審査して行なう。

3. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認、届出を得ている物品であること。
- ② 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。
- ただし、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期が間に合う事の根拠を十分に説明できる資料および確約書等の提出を行なうこと。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能・機能に関する要件)

- 1 手術用顕微鏡本体（光源装置、スタンド含む）は以下の要件を満たすこと。
 - 1-1 光学系は、アポクロマート光学系であること。
 - 1-2 倍率変倍機構は連続ズーム電動式で、ズーム比 1:6 であること。
 - 1-3 変倍速度は速度調整が可能であること。
 - 1-4 対物レンズの焦点距離は 200mm であること。
 - 1-5 フォーカス機構は、駆動範囲 70mm 以上で、速度の調整が可能であること。
 - 1-6 フォーカス速度は、倍率に応じて自動調整を行う、ズームリンク機能を有していること。
 - 1-7 顕微鏡のチルト機構は後方 90 度、前方 20 度の傾斜角度に対応すること。
 - 1-8 焦点深度自動調整装置（DoF）を有していること。
 - 1-9 分光器（ドキュメントポート）を顕微鏡内に内蔵していること。
 - 1-10 C マウント TV カメラポートを顕微鏡内に内蔵していること。
 - 1-11 照明系は患者眼内にフィラメントが結像する恐れのない、ファイバーライトガイド方式であること。
 - 1-12 眼底からの明るい反射照明が得られる SCI レッドレフレックス照明を採用していること。
 - 1-13 術野を 61mm 以上の範囲で移動できる、XY カップリング装置を有していること。
 - 1-14 フットスイッチはワイヤレス接続も可能であること。
 - 1-15 フロアスタンドは電磁ロック式サスペンションアームで、マルチ GUI タッチスクリーンを有していること。
 - 1-16 完全同軸立体視が可能な一体型助手用顕微鏡を有していること。
 - 1-17 助手用顕微鏡は完全同軸立体視が可能で且つ倍率は術者との連動ズームリンク機能を有していること。
 - 1-18 光源にはハロゲン or キセノン光源 or LED を採用していること。また、HaMode フィルタを挿入することでハロゲン電球の色温度を再現できること。
 - 1-19 ハロゲン光源は、ランプ切れの際に自動的に電球を予備に切り替える自動電球交換機能を有すること。

(性能・機能以外に関する用件)

1 設置条件

1-1 設置条件については、以下の要件を満たすこと。

1-1-1 済生会飯塚嘉穂病院 手術室に納品すること。

2 搬入、据付、配線及び調整等

2-1 搬入、据付、配線及び調整等については、以下の要件をみたすこと。

2-1-1 搬入、配線及び調整等については、本院担当職員と相談のうえ適正に行なうこと。

3 保守体制等

3-1 保守については、以下の要件を満たすこと。

3-1-1 通常の使用で発生した故障の修理及びアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されており、故障発生時には速やかに技術者を派遣し、修理が行なえる体制であること

3-1-2 納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

4 その他

4-1 担当職員に対する導入時教育訓練は、本院が指示する日時、場所で行なうこと。

4-2 装置の操作マニュアルは日本語版を3部提出すること。

4-3 その他、上記に記載のない事項については、本院担当者と打ち合わせその指示に従うものとする。